

情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会  
航空監視システム作業班（第1回会合） 議事要旨（案）

- 1 日時  
平成25年5月15日（水）10時00分から10時40分
- 2 場所  
総務省 10階 共用会議室2
- 3 出席者（敬称略、順不同）
  - （1）構成員  
小瀬木 滋（主任）、南 正輝（主任代理）、伊藤 達郎、稲垣 幸浩、伊野 正美、大串 盛尚、木ノ原 正一、近藤 天平、住友 貴広、鷹觜 清一、辻 宏之、畑 清之、平田 俊清、宮崎 裕己、渡辺 俊陽
  - （2）事務局  
衛星移動通信課 山崎課長、菅田企画官、日高課長補佐、長澤航空係長、福川航空係主任、吉永航空係員
- 4 議事概要  
議事に先立ち、配付資料の確認が行われた後、以下の議題について審議が行われた。
  - （1）広域マルチラレーションシステムの概要について  
事務局から資料1-1に基づき、マルチラレーションシステム（WAM）と広域マルチラレーションシステムの概要について説明があった。
  - （2）広域マルチラレーションシステムの技術的条件に関する対応方針等について  
宮崎構成員から資料1-2及び参考資料1に基づき、マルチラレーションシステムの分類及びICAO第88改訂に係るANNEX 10 Vol. IV CHAPTER 6の変更箇所について説明が行われ、以下とおりの質疑応答があった。

伊藤構成員 機体に搭載している既存のモードSトランスポンダの改修は必要ないという理解でよいか。

宮崎構成員 今回の改訂は、何か新しい信号を追加するというものではなく、今までの地上側の装置に関する規定を厳しくするという方向なので、機上側の装置に関しては対応なしという認識で良いと考える。

伊藤構成員 従来の空港面の監視は2次元、WAMは3次元になるが、地上側の装置については、変更があるのか。

宮崎構成員 基本的な原理は変わらないが、地上の装置をそのまま広く配置してWAMで使用すると測位誤差が大きくなるため、地上局側については、質問信号のパワーやミニマム・トリガリング・レベルを変えなければならぬ等、細かい部分で変更が必要になると考える。

平田構成員 耐空証明を受ける場合には、TSOをクリアする必要があるが、航空会社はそれに基づいて、テストプロシージャを作っている。その中には、トランスポンダの占有率が2%を超えていないかを確認するための試験項目があるが、ICAOでは議論になったか。

- 宮崎構成員 結論から言うと、ICAOにおいてそのような議論はなかった。今回の改正の主なポイントは、機上装置よりも、むしろ地上装置の質問の数を制限するというものであり、トランスポンダ側の手順を変更するか、トランスポンダの機能に制限をかけるといった議論はなかった。
- 小瀬木主任 話の内容を整理すると、既存の（機上の）ATCトランスポンダがそのまま使われているという環境を想定して、それに対して働きかける（地上の）WAMの信号がある規定以上の負荷を与えてはならない、時間をとってはならない、そういう理解でよいか。
- 宮崎構成員 その理解でよい。また、今回、ICAO ANNEX 10 第 88 改訂ということで ASP がまとめたものがあるが、この他に第 88 改訂には通信系とナビゲーション系があるので、改訂内容について、簡単にさわりだけお伝えする。
- ナビゲーションに関しては、新たな進入方式のカテゴリが追加されるということ。通信については、ITU の規程が変わったため、それに合わせて ICAO の ANNEX 10 が変わるということ。通信系については詳細まではフォローできていないが、主に VHF デジタルリンクの周波数割当てが変わっているような感じに見受けられた。
- 第 88 改訂ということで、今回の改訂は、本来であれば今年の秋に発効される予定であるが、今回の監視システムに関しては、各国にステートレターを出したところ、アメリカやフランスから反対意見が出された。意見の内容は、今回の WAM に関するものではないが、その意見に対する対応がとれなかったため、監視システムに関しては、いったん ASP に差し戻しすることになり、88 改訂が流れてしまった。その後、先月 ASP で再審議した結果を ICAO の上層部にあげたところ、（次の）89 改訂に盛り込まれることになった。そのため、実際の ANNEX10 の発効は来年の秋（11 月頃）になる予定である。
- 小瀬木主任 今回の航空監視システム作業班で扱う議題については、資料 1-2 の範囲が全てという理解でよいか。
- 宮崎構成員 そのとおり。

#### （４）その他について

事務局から資料 1-3 に基づき、今後のスケジュールについて説明が行われ、広域マルチラテレーションシステムに係る電波法関係規定への反映要否について意見等がある場合は、6 月 10 日を目途に事務局宛て提出することとなった。

また、次回の委員会日程について、別途、事務局から連絡する旨説明があった。

#### <配付資料>

- 資料 1-1 MLAT（マルチラテレーションシステム）と WAM（広域マルチラテレーションシステム）について
- 資料 1-2 ANNEX 10 Vol. IV CHAPTER 6. Multilateration Systems の変更箇所
- 資料 1-3 今後のスケジュール（案）
- 参考資料 1-1 マルチラテレーションシステムの分類について
- 参考資料 1-2 航空監視システム作業班構成員名簿